令和７年６月

学校給食における除去食対応について

平素から町教育行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町の学校給食は、令和７年度２学期から食缶方式による全員給食に移行することに伴い、除去食対応の検討のため食物アレルギーの確認をさせていただきました。その内容を踏まえて除去食対応における基準等を以下の通り作成しました。

ついては、以下の内容を確認していただき、除去食対応を希望の参考としてください。

なお、除去食を希望する場合には、申請をしていただき、教育委員会の栄養士との面談を行います。

【給食の基本的な事項について】

1. 基本、加熱調理したものを提供します。（果物は生で提供する場合があります。）
2. 給食で使用しない食品

そば、ナッツ類（ピーナッツ含む）、キウイ、えび、かに、やまいも、貝類

以上の食品については給食では使用しないため管理不要です。

3. 給食の調理はコンタミネーション（微量混入）の環境下での調理となります。

【除去食対応の対象者】

1. 原因食品を摂取することにより、アレルギー症状が現れる児童生徒
2. 医師の検査、診断により食物アレルギーを有すると判定された児童生徒
3. 家庭の食事においても除去の対応を行っている児童生徒

【除去食対応の内容について】

1. 安全性確保のため、少量は食べられる等リスクを伴う複雑な対応はしません。
2. アレルギー原因食品が含まれているメニューのみ専用の個別容器に入れた除去食が届きます。それ以外のメニューは、クラスの食缶からの普通給食の配膳を行います。
3. メニューによっては、除去食対応が難しい場合があるため、その場合には家庭から代替食を持参していただきます。
4. 誤食のリスク防止のため、除去食対応をしている日はおかわりができません。

【除去食対応方法について】

食物アレルギーで特定の食品（給食に使用する食品）の除去対応が必要である方については次のフローを除去食対応の希望の参考にしてください。

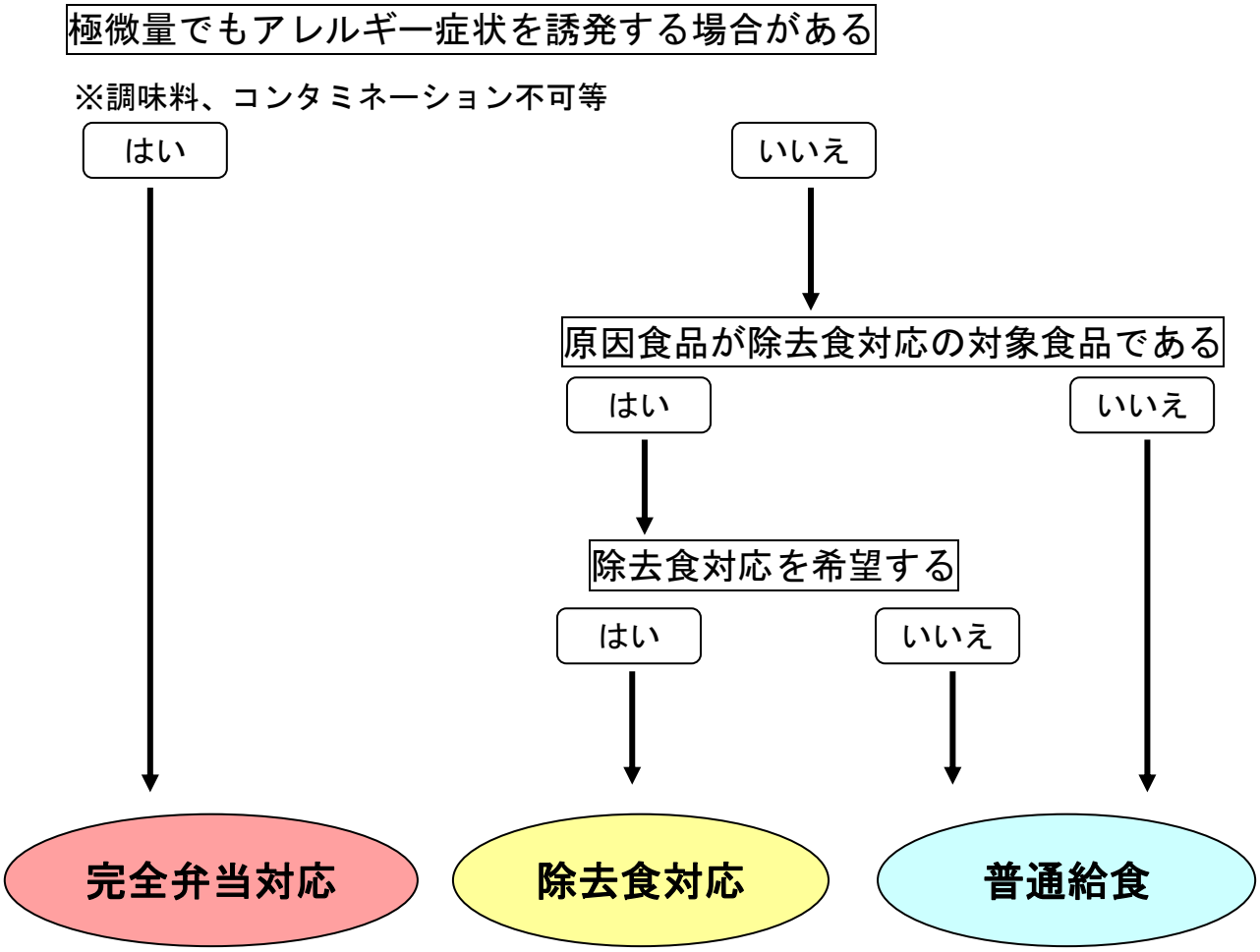

1. **除去食対応**

原因食品を除いた給食を提供。
例）かき玉汁の卵を除去して提供、サラダのチーズを除去して提供　　など
除去対応が難しい食品の場合には家庭から代替食を持参。
※乳アレルギー等で牛乳の除去食を行っている場合、学校給食保護者負担金のうち、牛乳代を減免対応とします。

2. **完全弁当対応**

除去食対応が困難なため、全ての給食に対し、弁当を持参。
※学校給食保護者負担金の徴収は行いません。

【除去食対応の流れについて】

除去食を希望する場合には以下の流れとなります。

1. 除去食の申請
   給食の基本事項と除去食対応の対象者を確認した上で対象となる方は除去食の申請をしてください。
   ※申請には医師の診断が必要です。学校給食指示書を主治医に記入していただき申請の際に提出してください。用紙は学校または教育委員会にあります。
   ※除去食を希望する場合は毎年一回学校給食指示書の提出が必須となります。

2. 教育委員会の栄養士との面談
   除去食を開始する前月までに面談を行い、現在の家庭での状況等をお伺いさせていただきます。

3. 対応の決定
   面談で聴き取りした内容をもとに対応の決定を行います。
   ※対応が完全弁当対応に決定した場合、4.除去食対応の開始の対応は行いません。

4. 除去食対応の開始
   ① 翌月の献立表ができ次第、除去食対応を案を作成し、保護者に送付。
   ② 保護者は案の確認を行い、修正がある場合に教育委員会へ連絡。
   ③ 修正等を反映し、除去食チェック表を教育委員会で作成。
   ④ 除去食チェック表を委託業者の栄養士と確認。
   ⑤ 確定した除去食チェック表を教育委員会から保護者、学校、委託業者に送付。
   ⑥ 除去食チェック表をもとに給食提供。
   給食を学校に配送する前と給食が学校に配送された時点、クラスに配送された時点でチェック表をもとに給食の確認を行います。

5. 除去食対応の停止
   アレルギー症状の改善等で除去食対応を停止する場合には、除去食対応停止申請が必要です。申請を受理した翌月から除去食対応を停止します。

【その他】

・除去食対応の変更等がある場合には、教育委員会へ連絡してください。
・除去食の判断が難しい等がありましたら、教育委員会にご相談ください。

【問合せ先】熊野町教育委員会 教育総務課（担当：林） 電話：８２０－５６２０